

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

(諮問第1244号)

<目次>

1	諮問書	1
2	改正概要	8
3	説明資料（郵便法施行規則の一部を改正する省令案）	10
4	参考資料（郵便料金の見直しに係る郵便法施行規則の改正について（要望））	43
5	説明資料（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案）	45

(公印・契印省略)

諮問第 1244 号
令和 5 年 12 月 18 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮問書

郵便の役務の安定的な提供を継続するため、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 67 条第 2 項第 3 号の規定に基づき郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）の一部を別添のとおり改正し、あわせて、日本郵便株式会社と一般信書便事業者の対等な競争条件を確保するため、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 16 条第 2 項第 2 号の規定に基づき民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）の一部を別添のとおり改正することとしたい。

上記について、郵便法第 73 条第 2 号及び民間事業者による信書の送達に関する法律第 38 条第 1 号の規定に基づき、諮問する。

(別添)

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>百十円</u>とする。</p>	<p>改正後</p>
<p>(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十四円</u>とする。</p>	<p>改正前</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(別添)

○総務省令第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七条）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう^に改める。

改正後	<p>(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)</p> <p>第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>百十円</u>とする。</p>
改正前	<p>(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)</p> <p>第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>八十四円</u>とする。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による 信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 3 条は「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」と規定しており、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要であるが、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）の令和 4 年度の郵便事業の営業損益は「▲211 億円」となり、民営化以降初めて赤字となった。

この点、郵便物数は、平成 13 年度をピークに毎年減少しており、日本郵便では郵便の利用拡大の取組等を行ってきたところであるが、社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進んでいる昨今の状況を踏まえると、郵便物数は今後も大きな減少が見込まれ、営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。

また、日本郵便においては、これまでも業務効率化等を図り、営業費用の削減を図ってきたところであるが、賃金引上げの実施や、燃料価格をはじめとする物価の高騰を適切に委託料等に反映することは、社会的な要請になっており、直近で大幅な営業費用の削減は極めて困難である。

今後も日本郵便において、郵便の利用拡大や業務効率化に向けた更なる取組を推進するものの、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、早期の郵便料金の見直しを行う必要がある。

郵便料金については、原則、日本郵便から総務大臣に届け出ることによってこれを定め、又は変更するものであるところ、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物（以下「定形郵便物」という。）については、郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）第 23 条においてその料金上限が定められており、上記の郵便料金の見直しの必要性に鑑み、郵便法施行規則で定める料金上限を改正するものである。

また、定形郵便物の料金の上限額の見直しに伴い、日本郵便と一般信書便事業者の対等な競争条件を確保するため、一般信書便役務のうち定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金上限を定める民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）の一部改正も併せて行うものである。

2 改正の概要

（1）郵便法施行規則の改正

定形郵便物の料金の上限額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案

して、現行は「84 円」と規定されている（第 23 条）。当該上限額について、「110 円」に改正する。

（2）民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書便役務のうち定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金上限額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の料金上限額と同額の「84 円」と規定されている（第 23 条）ことから、定形郵便物の料金上限額の改正にあわせて、「110 円」に改正する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

（参考）主な郵便料金の推移

	第一種 (封書・定形 25g まで)	第二種 (葉書)	一般信書便 役務に係る 信書便物 (25g まで)	備考
昭和56. 1. 20～	60 円	30 円	-	
昭和56. 4. 1～	↓	40 円	-	
平成元. 4. 1～	62 円	41 円	-	消費税 3% 導入
平成 6. 1. 24～	80 円	50 円	-	
平成 9. 4. 1～	↓	↓	-	消費税 5% に引上げ
平成15. 4. 1～	↓	↓	80 円	民間事業者による信書の送達に関する法律施行
平成26. 4. 1～	82 円	52 円	82 円	消費税 8% に引上げ
平成29. 6. 1～	↓	62 円	↓	年賀葉書の値上げは平成 30 年 2 月
令和元. 10. 1～	84 円	63 円	84 円	消費税 10% に引上げ

郵便法施行規則の一部を改正する省令案 ご説明資料

令和5年12月18日
総務省
情報流通行政局
郵政行政部

関連制度等と郵便事業の現状

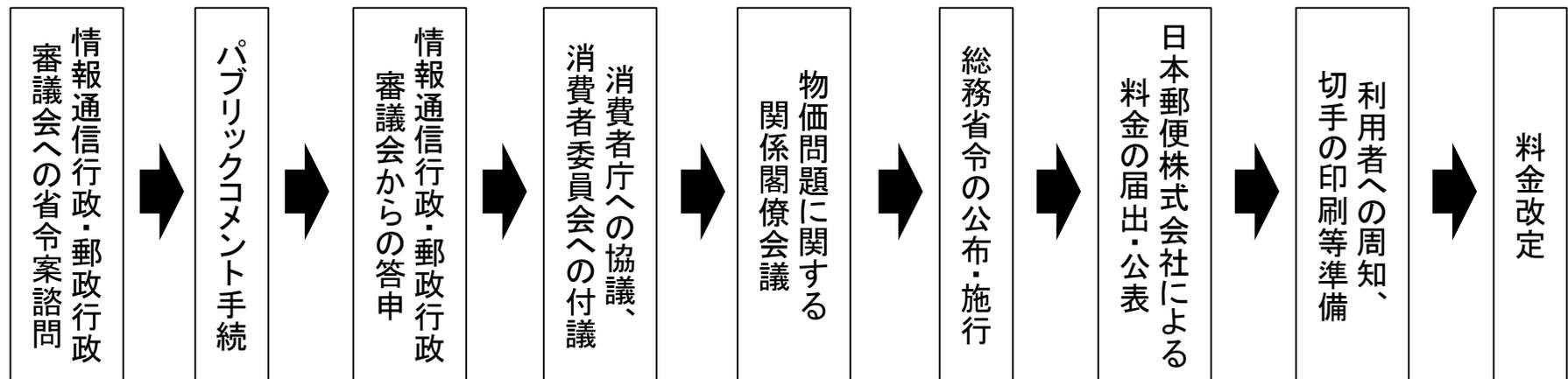
郵便料金に関する制度等

- 郵便法第3条により、郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならないとされている。
- 郵便料金は、郵便法第67条により、郵便物の種別に応じて、第一種(封書等)・第二種(葉書)・特殊取扱等(書留等)は届出制、第三種(定期刊行物)・第四種(通信教育等)は総務大臣の認可制。
- また、同条第2項第3号により、第一種のうち25g以下の「定形郵便物」の料金額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令(郵便法施行規則)で定める上限を超えてはならないこととされている。
- 郵便法第73条第2号に基づき、総務大臣は「定形郵便物」の料金額の上限を定める総務省令を制定・改廃するときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

なお、同審議会からの答申後、消費者委員会への付議及び物価問題に関する関係閣僚会議への付議等が必要とされており、これらの会議を経た上で総務省令の公布・施行がされ、その後、日本郵便による料金の届出が行われることとなる。

※ なお、第三種・第四種郵便物の料金の認可に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問、消費者庁への協議が必要。

<25グラム以下の定形郵便物の料金改定(上限額改正の場合)の流れ>



郵便料金の適合条件等

<全体に関するもの>

郵便に関する料金(郵便法第3条)

- ・郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

<各種別に関するもの>

種別	届出・認可の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 (封書等)	届出制	<ul style="list-style-type: none"> ・25g以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第二種郵便物 (葉書)		<ul style="list-style-type: none"> ・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること 	
特殊取扱等 (書留等)		-	(同上) ※一部の任意的特殊取扱を除く
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第四種郵便物 (通信教育等)			

現在の郵便物の種別及び主な料金

郵便物の種別	主な料金	料金規制
第一種郵便物 (封書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定形郵便物 (25g以内) : 84円 ・ 定形外郵便物 (50g以内) : 200円 ・ レターパックライト : 370円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定形郵便物 (25g以下) の料金は総務省令で定める額を超えないこと ○ 届出 (30日前)
第二種郵便物 (葉書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常葉書 : 63円 ・ 往復葉書 : 126円 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常葉書の料金は定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること ○ 届出 (30日前)
第三種郵便物 (定期刊行物)	下記以外の第三種郵便物 (50g以内) : 63円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月3回以上発行する新聞紙1部等 (50g以内) : 42円 ・ 心身障がい者団体の発行する定期刊行物 (毎月3回以上発行) (50g以内) : 8円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること ○ 認可
第四種郵便物 (通信教育等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字郵便物等 (3kg以内) : 無料 ・ 通信教育 (100g以内) : 15円 ・ 学術刊行物 (100g以内) : 37円 ・ 植物種子等 (50g以内) : 73円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること ○ 認可
義務的特殊取扱 (日本郵便に取扱いの義務があるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般書留・現金書留 : 480円 ・ 簡易書留 : 350円 ・ 引受時刻証明 : 350円 ・ 配達証明 (差出時) : 350円 ・ 配達証明 (差出後) : 480円 ・ 内容証明 : 480円 (2枚目以降 +290円) ・ 内容証明謄本閲覧 : 480円 ・ 特別送達 : 630円 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出 (30日前)
任意的特殊取扱 (取扱いが任意であるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速達 (250g以内) : 260円 ・ 交付記録郵便 (レターパックプラス) : 520円 等 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人限定受取郵便 : 210円 ・ 代金引換 : 290円 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出 (10日前) ○ 事前又は事後届出

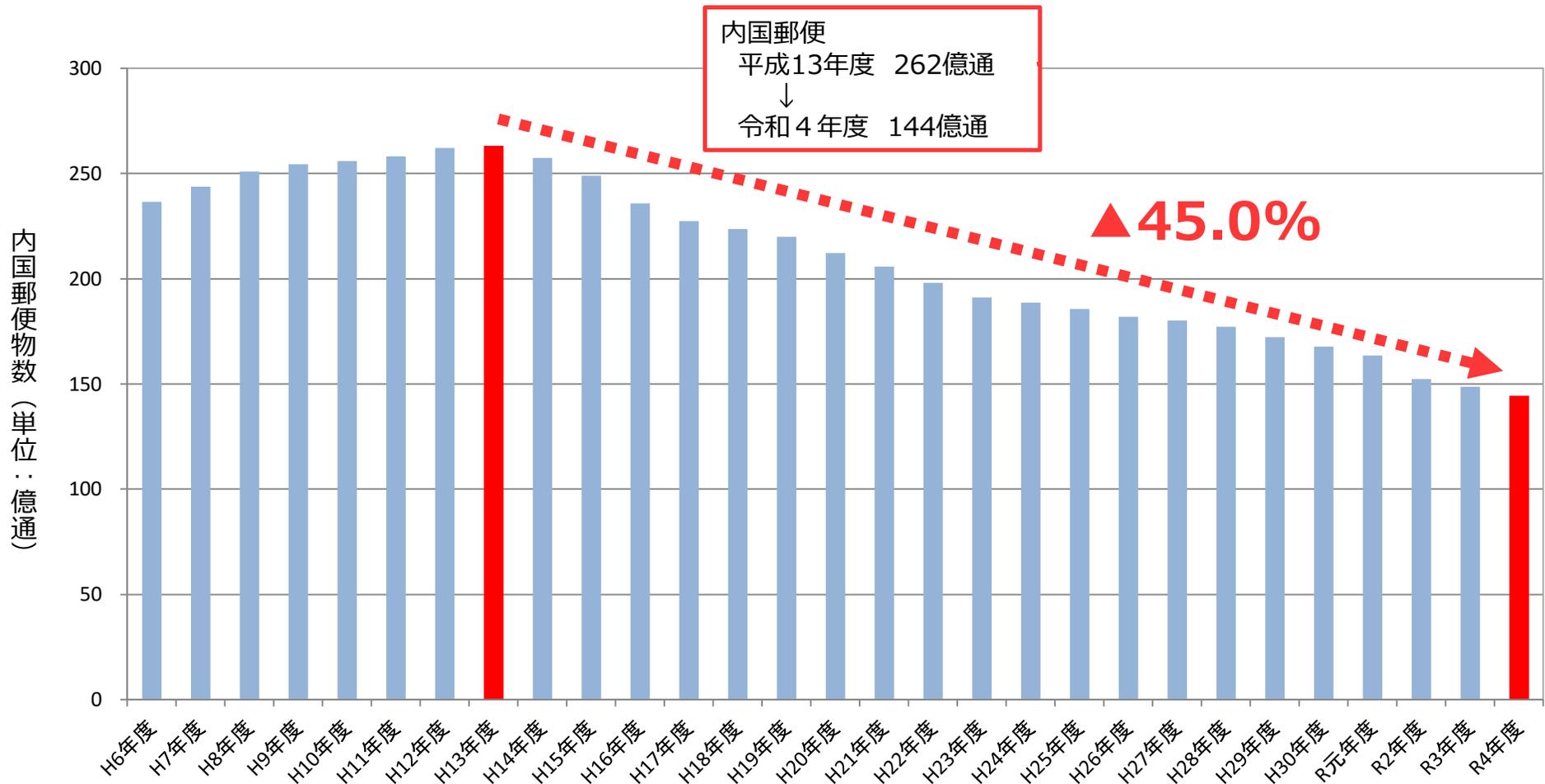
2023年10月改定済

【参考】荷物(ゆうパック)の料金

ゆうパック	【基本運賃】 820円~5,090円 (発着場所、サイズにより変動)	-	14
-------	---	---	----

郵便物数の推移

- 郵便物数については、インターネットやSNSの普及、各種請求書等のWeb化の進展、各企業の通信費や販促費の削減の動き、個人間通信の減少等により、大幅に減少している。
- 平成13年度をピークに毎年減少しており、内国郵便については、令和4年度までの21年間で45.0%の減（年平均2.8%減）。



(参考)郵便物数の推移(種別毎)

・平成6年(1994年)度から令和4年(2022年)度までの郵便物数の推移

単位：億通

	平成6年度 (1994年度)	平成7年度 (1995年度)	平成8年度 (1996年度)	平成9年度 (1997年度)	平成10年度 (1998年度)	平成11年度 (1999年度)	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)
郵便物合計	237	244	251	254	256	258	262	263	257	249
内国	235	243	250	253	255	257	261	262	256	248
普通	228	236	243	246	248	250	255	256	250	243
第一種	118	119	125	127	128	129	132	132	128	123
第二種	97	103	105	107	108	110	112	113	112	110
第三種	13	13	12	12	12	11	11	10	10	9
第四種	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
特殊	7	7	7	7	7	7	6	6	6	5
義務的	7	7	7	7	7	2	2	2	2	1
任意			-(※)			5	5	5	5	4
国際	1	1	1	1	1	1	1	1	0.9	0.8

	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)
郵便物合計	236	227	224	220	212	206	198	191	189	186
内国	235	227	223	219	212	205	198	191	188	185
普通	230	221	217	213	206	201	193	186	184	181
第一種	117	112	110	107	103	99	93	89	88	86
第二種	106	103	100	100	98	98	97	94	93	92
第三種	7	6	6	5	4	3	3	3	3	2
第四種	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
特殊	5	6	6	6	6	5	5	5	5	5
義務的	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3
任意	4	4	5	5	4	2	2	2	2	2
国際	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和4年度 (2022年度)の 占有率
郵便物合計	182	180	177	172	168	164	152	149	144	100.0%
内国	181	180	177	172	167	163	152	148	144	99.8%
普通	177	174	172	167	162	158	147	143	139	96.0%
第一種	85	85	84	81	80	80	78	77	75	52.1%
第二種	89	87	86	84	80	76	68	65	62	42.6%
第三種	2.3	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.1%
第四種	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1%
特殊	5	6	5	5	5	5	5	5	6	3.8%
義務的	2	3	3	3	2	2	2	2	2	1.7%
任意	2	2	2	2	2	3	3	3	3	2.1%
国際	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2%

※ 平成6年度～平成9年度は、義務的特殊及び任意特殊を分けて集計していなかったため、本表上では、全て義務的特殊として計上

- これまでも、日本郵便(株)においては、区分作業の効率化(約3億円/年の費用削減)や適正な要員配置の徹底(約31億円/年の費用削減)などにより、人件費などの営業費用を削減してきたが、郵便物数は平成13年度をピークに毎年減少してきている。
- これに加え、賃金の引上げや燃料費等物価の高騰により、令和4年度の郵便事業の収支(営業損益)は、**▲211億円の赤字**(郵便事業全体の営業損益が赤字となるのは民営化以降初めて)。
 ※ 「内国郵便」の営業損益については、平成28年度(▲15億円)以来の赤字。

【郵便事業全体の収支及びその内訳の推移】

(単位：億円)

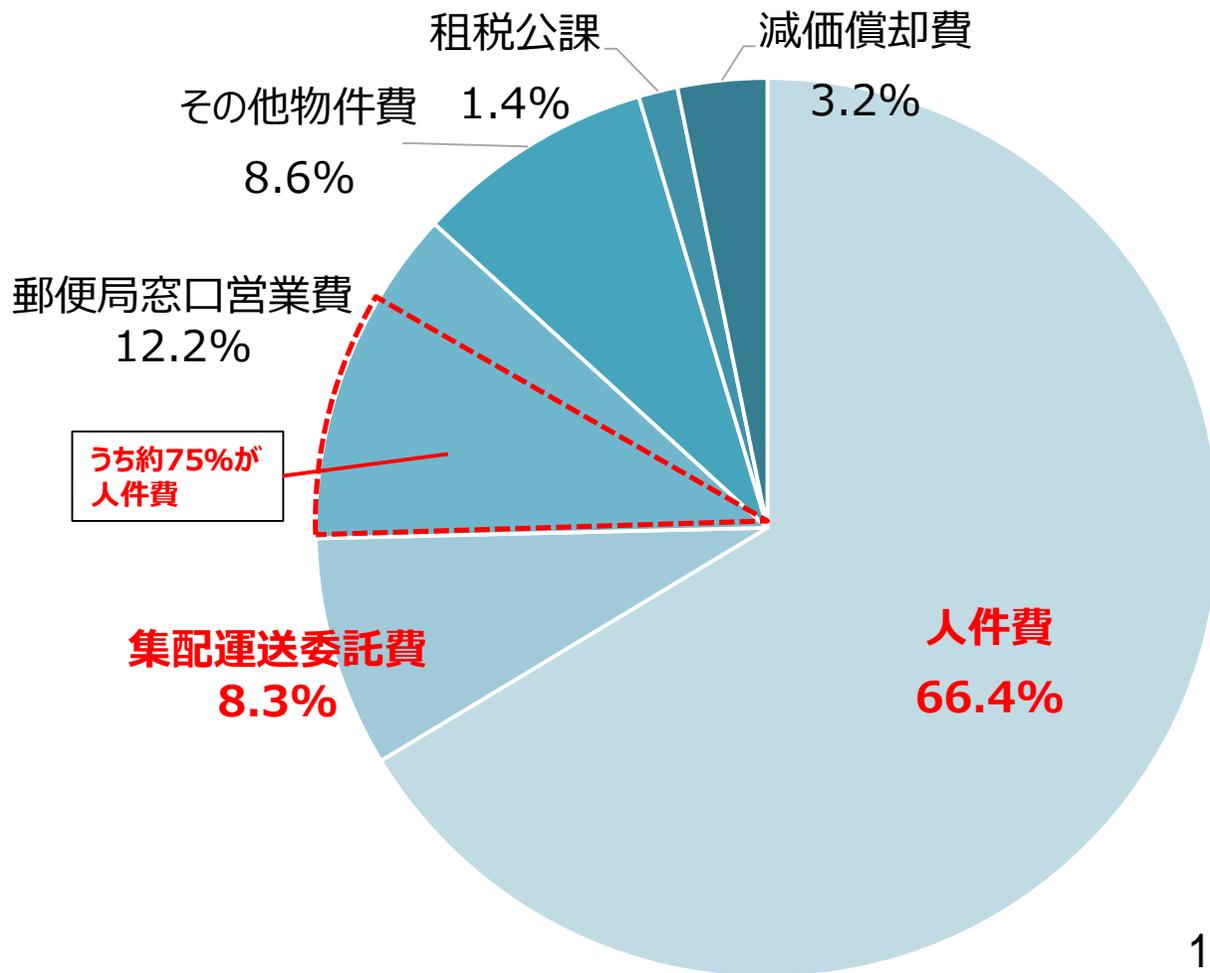
区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
郵便事業の収支	営業収益	13,783	13,681	13,031	12,770	12,556
	営業費用	13,328	13,306	12,791	12,692	12,767
	営業損益	455	376	240	78	▲211
内国郵便業務	営業収益	12,821	12,764	12,378	12,003	11,844
	営業費用	12,507	12,471	12,203	11,988	12,090
	営業損益	314	293	175	15	▲246
国際郵便業務	営業収益	962	918	654	767	712
	営業費用	821	835	589	704	677
	営業損益	140	83	65	63	35

(参考) 郵便事業の営業費用の内訳

- 営業費用の内訳(2022年度実績)は、以下のとおり。
- 全体の「66.4%」が**人件費**、「8.3%」が**集配運送委託費**となっている。また、**郵便局窓口営業費(12.2%)のうち、約75%が人件費**で構成されている。
- そのため、**人件費のみ**においても全体の費用の約**3/4**を占める。

単位：億円

	2022年度	
営業費用計	12,767	
人件費	8,480	66.4%
集配運送委託費	1,055	8.3%
郵便局窓口営業費	1,555	12.2%
その他物件費	1,093	8.6%
租税公課	181	1.4%
減価償却費	403	3.2%



- 日本郵便においては、区分作業の機械化や顧客の受取利便性の向上、テレマティクスの活用による適正な要員配置などの業務効率化を推進。

【近年の主な取組例】

区分作業の機械化

書状用区分機の読取率・処理速度を向上させるとともに、定形外郵便物を区分できる大型郵便物用区分機を開発・配備。(高速型：2013年度～)

定形外郵便物の機械区分による効果：
約3億円/年
(全国の約99.6%の道順組立の機械化を完了)

■ 書状区分機



■ 大型区分機(高速型)



受取利便性の向上

「はこぼす」(書留郵便物やゆうパックを受け取ることができるロッカー) や、LINEによる再配達の実施(2016年10月～)し、お客さまの受取利便性を向上。



書留等の指定場所配達への再配達による効果：
約0.3億円/年

集配業務支援システムの導入 及びコストコントロールの深化

各配達担当者が携帯端末に入力したデータを「見える化」することにより、集配業務におけるムリ・ムダ・ムラの削減を行う。(2013年6月～)
さらに、テレマティクス・AIの活用、自動ルーティングシステムの活用等により配達業務の効率化・高度化を実現し、業務量に応じた適正な要員配置を徹底。

業務量に応じた適正な要員配置の徹底の取組による効果：
約31億円/年

- 日本郵便においては、手紙文化の振興策の実施、ニーズを踏まえた新サービスの創設、DM需要の喚起などの取組を実施。

【近年の主な取組例】

手紙文化の振興

次世代においても手紙文化が衰退しないよう、若年層に対して、年齢層に応じた手紙文化の振興策を実施。

また、切手のデザインについては、花やキャラクター、季節に合わせた題材をかわいいイラストで表現する等、工夫を凝らしている。

(出前授業)



郵便局社員による出前授業や
絵手紙教室の実施

(ふみの日イベント)



親子向けの手紙体験イベントを
実施

(特殊切手)

「花の彩りシリーズ 第1集」
(2023年10月18日発行)



新サービスの創設 (特別あて所配達郵便)

「受取人の住所又は居所は分かるが氏名が分からない場合であっても、郵便物をその住所又は居所に届けてほしい」というニーズを受け、新たな郵便サービス(特別あて所配達郵便)を創設。(2021年6月～)

2021年度実績： 1,998千通
2022年度実績： 12,775千通

DM振興

DMの閲覧率、保存性、行動喚起率の高さがもたらす価値を広く広告主にお伝えする活動を展開することにより、DMの需要を喚起。また、自社の広告でなくても、広告主からの依頼を受けて、顧客リスト保有者自らが差出人となって、自社の顧客(会員)宛に広告郵便物を差し出すことができるサービス(代行リストDM)を開始。(2021年4月～)

(代行リストDM)

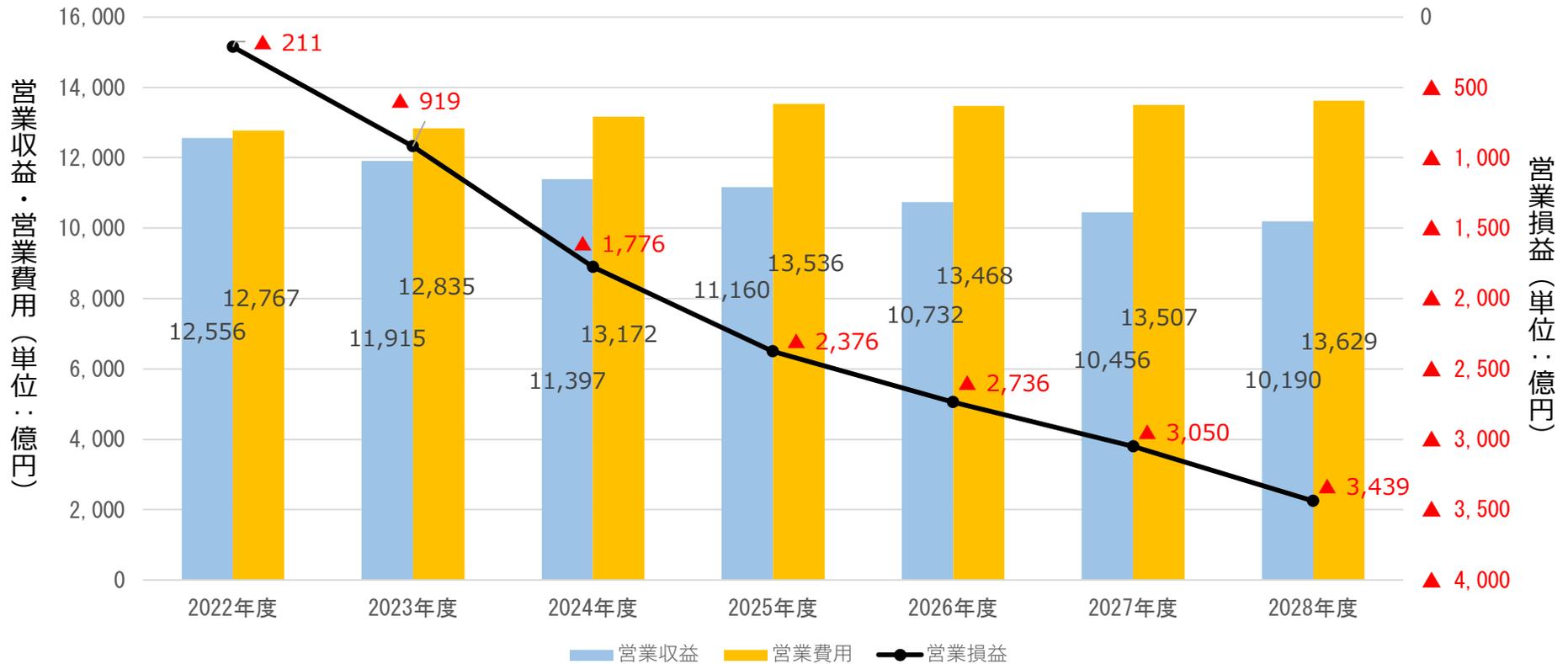
2021年度実績： 11,437千通
2022年度実績： 19,629千通

郵便事業の今後の見通し

郵便事業収支の今後の見通し

	← 実績	見込 →						単位：億円
	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
営業収益	12,556	11,915	11,397	11,160	10,732	10,456	10,190	
営業費用	12,767	12,835	13,172	13,536	13,468	13,507	13,629	
営業損益	▲211	▲919	▲1,776	▲2,376	▲2,736	▲3,050	▲3,439	

【郵便事業の収支の今後の見通し】



- 郵便事業の収支の今後の見通しは、次の考え方に基づき作成。

【営業収益】

$$\text{営業収益} = \text{物数見込み} \times \text{平均単価}(\text{※1}) + \text{物数連動ではない収益}(\text{※2})$$

(※1) 原則、2022年度実績の種別ごとの単価を使用。2023年10月に料金改定を実施した特殊取扱については、改定分を上乗せした単価を使用。

(※2) 外国来の国際郵便運送料や切手類の交換手数料など。

【営業費用】

郵便種別ごとの人件費や集配運送委託費等の2022年度の費用実績をベースとして、下表及び営業費用削減のための取組の内容を加味。

単位：億円

項目	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
期間雇用社員の賃金の上昇(+4.3%) (※1) (※2)	+63	+91	+96	+100	+102	+107
ベースアップ影響(+1.6%) (※3)	+72	+70	+69	+69	+68	+68
価格転嫁(集配運送委託費) (※4)	+33	+27	+20	+19	+19	+17

(※) 対前年度での郵便事業への影響額を記載。

(※1) 「令和5年度地域別最低賃金金額の改定の目安について」(令和5年7月中央最低賃金審議会答申)における全国加重平均の引上率。

(※2) 令和5年度の賃金上昇は、+3.1%。

(※3) 令和5年度の日本郵便のベースアップ実施率。

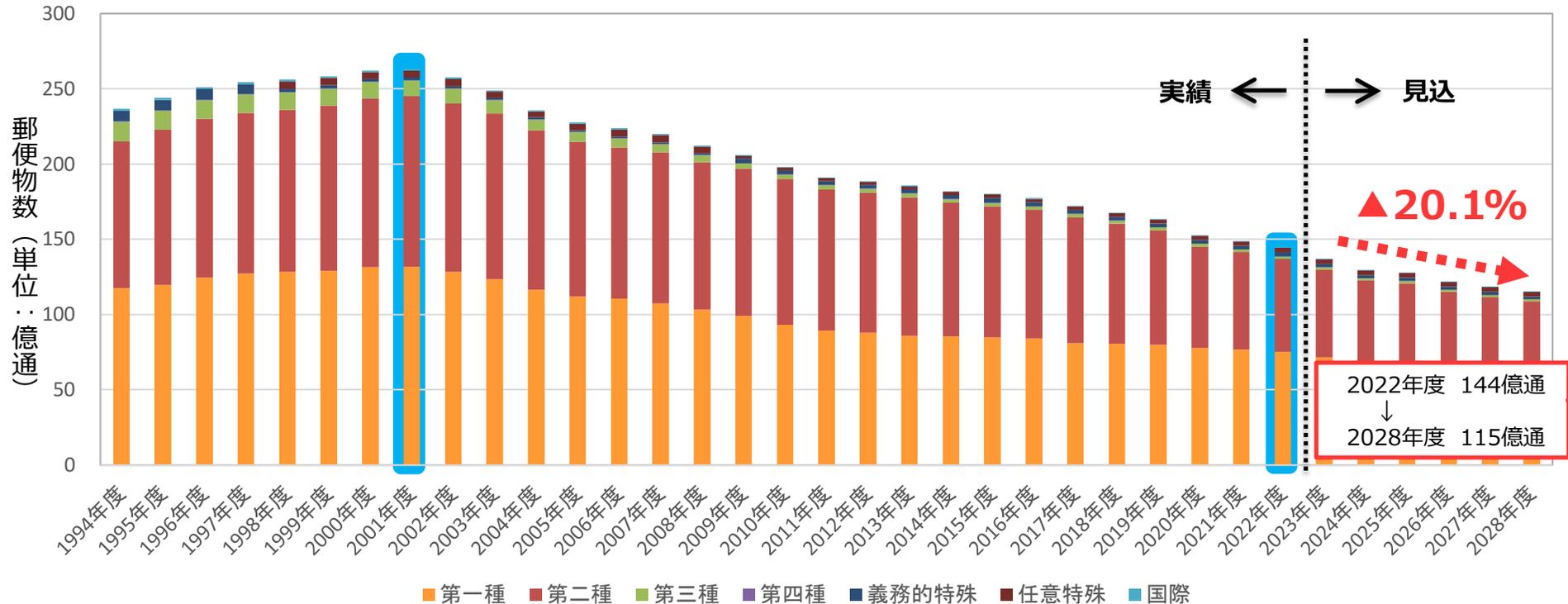
(※4) 令和5年の価格交渉促進月間の実績をベースに、協力会社の労務費上昇率を(※1)と同様に「+4.3%/年」と仮定し算出。2024年問題への対応として、2024年度はさらに「+0.7%」の上昇率を適用(運送ダイヤの改正による運送便の増対応等を予定)。

郵便物数の今後の見通し

(実績)

単位：億通

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	対2022年度比
郵便物合計	144	137	130	128	122	118	115	79.9%
国内	144	137	129	127	122	118	115	79.9%
普通	139	131	124	122	117	113	110	79.5%
第一種	75	72	68	68	66	66	65	86.1%
第二種	62	58	54	53	49	46	44	71.5%
第三種	1.6	2	2	1	1	1	1	77.8%
第四種	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	80.9%
特殊	6	5	5	5	5	5	5	89.5%
義務的	2	2	2	2	2	2	2	74.6%
任意	3	3	3	3	3	3	3	101.3%
国際	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	89.1%



- 郵便物数の今後の見通しは以下の考え方に基づき作成。

$$[n\text{年度の予測物数}] = \{[(n-1)\text{年度の予測物数}] - [(n-1)\text{年度のスポット}]\} \times [商品別トレンド] + [n\text{年度スポット}] + [n\text{年度の利用拡大策に係る物数}]$$

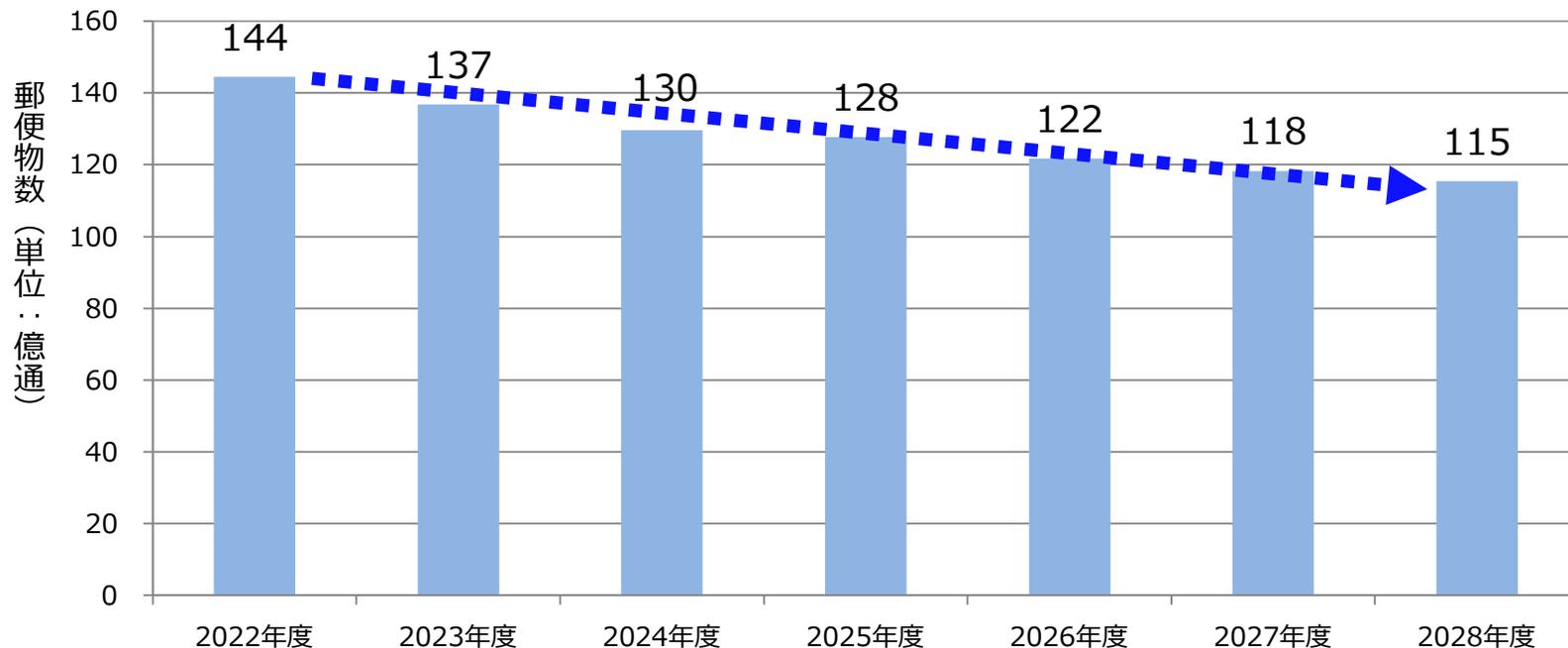
【トレンドの考え方】

原則、「2020年度→2022年度」の2年トレンド(平均増減率)を適用。

※コロナの影響が明白なものなど上記トレンドを適用することが不適切な郵便物には、別期間のトレンドを適用。

【スポットの考え方】

トレンドとは関係なく、特定の年度に発生する特別な郵便需要。例えば、自治体(選挙入場券、ワクチン接種券等)、マイナンバーカード申請書、後期高齢者医療被保険者証、候補者差出しの選挙郵便、特別あて所配達郵便等については、これまでの差出傾向を踏まえて見通しを作成。



【郵便物の利用拡大のための新たな取組】

項目	内容	見込通数
1 若者を中心とした新たな手紙振興策の実施	ズッキュン♡郵便局(※1)等の若者向けの新たな手紙振興策の実施	4.6万通/年 (※) ズッキュン♡郵便局の初回の利用状況や、来場者のアンケート結果を基にして算出
2 主として個人のお客さまを対象としたスマートねんが(※2)の推進	スマートねんがのうち、リアルの葉書の利用を勧奨	1万通/年 (※) 2023年用年賀の実績(約8,000通)を参考に算出
3 主として法人のお客さまを対象とした年賀状の利用勧奨	環境負荷を理由に差出しを控える法人顧客に対する「年賀葉書が森林保全につながる「FSC®認証紙(※3)」を使用している」ことの周知による利用勧奨	1,000万通/年(※4) (※) 本件周知により、年賀葉書の減少トレンド(▲13.3%)が1ポイント回復すると想定して算出(上記通数は2024年度の想定通数)
4 トレーディングカード、アクセサリ等の送付の需要増に向けての対応	郵便書簡(※5)に厚さの制限(1cm)を設けた上で、内容品制限を撤廃(サービス改善)	150万通/年(※4) (※) 2022年度の販売枚数(1,591万枚)の約1割が増加すると仮定して算出(上記通数は2024年度の想定通数)
5 各種調査における郵便利用の勧奨	国の行う調査等での郵便利用	800万通(2025年度) (※) 国の調査関係の通知書(800万件程度)を想定

(※1) 2023/8/17(木)～同年8/30(水)の期間限定で、渋谷のイベントスペースにて若い世代への新たなアプローチを目的としたポップアップストア。

(※2) 購入・作成・送付・受取・保存といった一連の年賀状体験を“全てLINE上で完結”できるサービス。相手の住所が分からなくても紙の年賀状を送ることも可能。

(※3) 適切に管理された森林と、そこから生産された林産物、再生資源、そのほかの管理された供給源からの原材料で作られた製品を識別する、国際的な森林認証制度。

(※4) 2024年度の想定通数。2025年度以降は、トレンドの減少に伴い、想定通数も減少するもの。

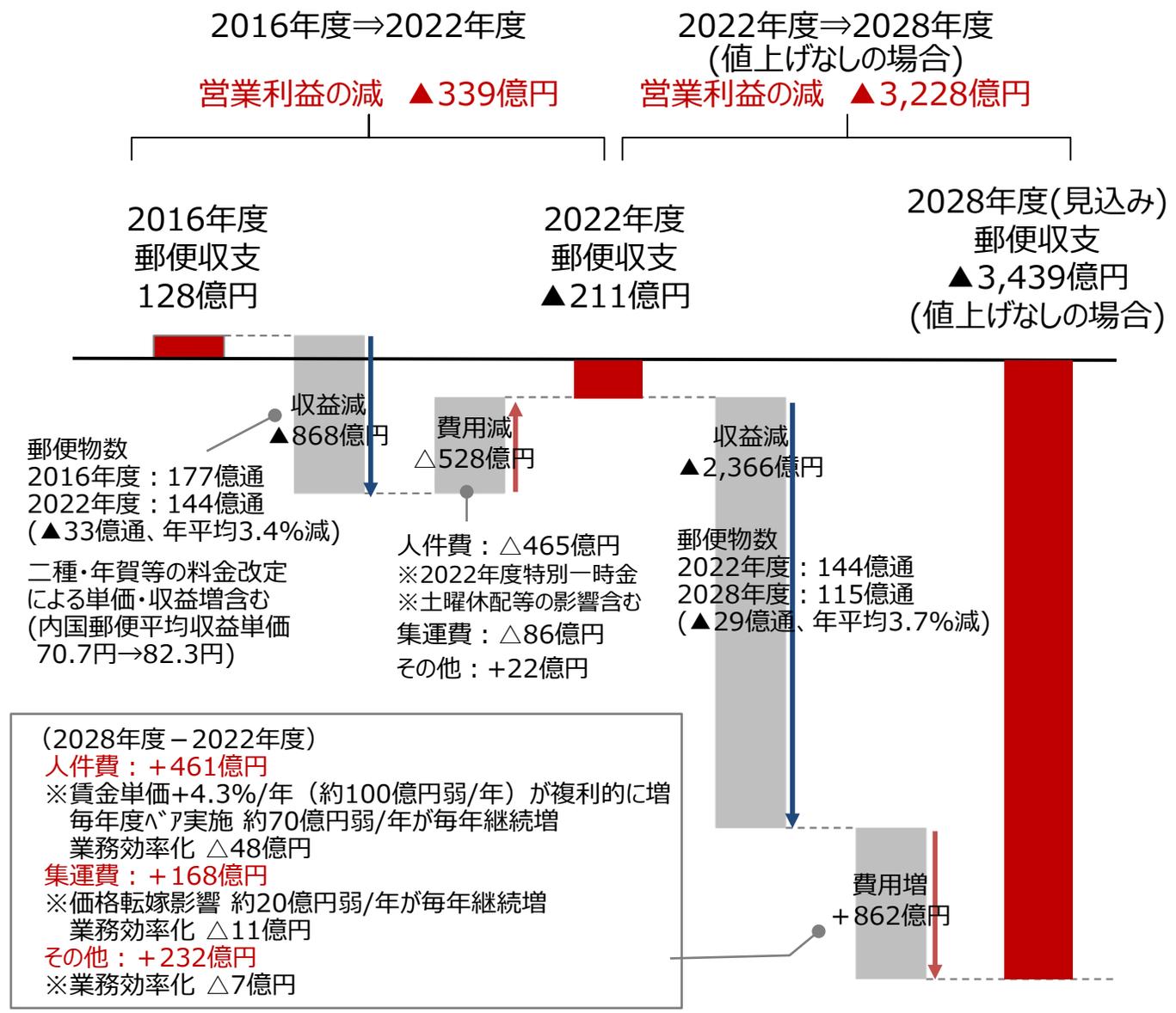
(※5) 一定の規格により作成された料額印面付き便せん兼封筒であって、通信文を書いて折りたためばそのまま郵便物として定形郵便物よりも低廉な料金で差し出すことができるもの。

営業費用削減のための取組

【営業費用削減のための新たな業務効率化策等】

	項目	施策内容	科目	郵便事業への効果額				
				2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
1	既存	担務別コストコントロールの深化	・ 業務量に応じた適正な要員配置の徹底 (テレマティクス・AIの活用、自動ルーティングシステムの活用等による配達業務の効率化・高度化)	人件費	△31億円	△31億円	△31億円	△31億円
2	既存	区分作業の機械化	・ 定形外郵便物を区分する大型郵便物用の区分機を開発・配備	人件費	△3億円	△3億円	△3億円	△3億円
3	既存	受取利便性の向上	・ 再配達時に、書留郵便物等をはこぼす等の指定場所に配達	人件費	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円	△0.3億円
4	新規	再配達削減 (サービス改善にも寄与)	・ e受取アシストの利用拡大、指定場所配達依頼書のデータ化・WEB化等の取組により、再配達削減を推進、郵便分野にも対象拡大	人件費	－	△10億円	△11億円	△11億円
5	新規	運送ダイヤの効率化(輸送DX)	・ 輸送テレマティクスで運送便の動態管理や積載状況を可視化し、そこで得られたデータを活用し、AIで効率的なダイヤを展開	運送料	－	△3億円	△7億円	△11億円
6	新規	小型郵便物の返還自動化	・ 返還郵便物の区分処理の機械化	人件費	△4億円	△4億円	△4億円	△4億円
7	新規	機械配備台数減に伴う削減	・ 物数減に伴う書状区分機台数が減ることによる保守費の減	保守費	△2億円	△3億円	△5億円	△7億円
8	新規	小型ポケット区分機・AGVの増備	・ 小型ポケット区分機を増備し、定形外郵便及びゆうポケットの区分を機械化 ・ AGV(局内搬送車)による搬送自動化	人件費	△1億円	△2億円	△2億円	△2億円
効果額計					△41.3億円	△56.3億円	△63.3億円	△69.3億円

郵便事業収支の今後の見通し(収支悪化の要因分析)



見直しの考え方

- 郵便物の大宗を占める第一種郵便物(封書等)・第二種郵便物(葉書)のうち、主な料金の変遷は以下のとおり。
- 25g以下の「定形郵便物」の料金については、消費税増税に伴う改定を除き、平成6年(1994年)から約30年間にわたって据え置いてきたところ。

料金改定後3年間は郵便事業において赤字が生じない金額に改定

料金改定後3年間は郵便事業において赤字が生じない金額に改定

		S56 1月	H元 4月	H6 1月	H9 4月	H26 4月	H29 6月	H30 5月	R元 10月
			消費税 3%	料金改定	消費税 5%	消費税 8%	料金改定	料金改定	消費税 10%
第一種郵便物 (封書)	定形 25 ^{グラム} まで	60円	62円	80円	据え置き	82円	据え置き	据え置き	84円
第二種郵便物 (はがき)	通常 葉書 (※年賀)	40円	41円	50円	据え置き	52円	62円 (※年賀) 52円	(※年賀) 62円	63円

基本的な考え方

- 郵便事業は、全国2万4千の郵便局ネットワークを通じて、なるべく安い料金であまねく公平なサービスの提供に努め、国民生活の向上や社会経済の発展に大きく貢献。今後もその役割を果たしていくことが重要。

見直しの必要性等

- 郵便法第3条では「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」とされ、郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要。
(⇒ゆうパック等の郵便事業外の収支とは別に検討することが必要)
- 平成13年度(2001年度)をピークに郵便物数は毎年減少しており、日本郵便では利用拡大の取組や一部料金の見直しを行ってきたところ。
一方で、社会全体としてデジタル技術の活用が急速に進む中、紙の郵便物数は今後も大きな減少が見込まれ、これに伴い、長期的にも営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。
- また、これまでも日本郵便において業務効率化(区分作業の機械化等)を図るとともに、土曜休配等(令和2年郵便法改正)も行い、コスト削減を図ってきたところであるが、今日、賃金引上げの実施(※)や、燃料費等の高騰を適切に委託料等に転嫁することは、社会的な要請となっている。
(※)日本郵便は令和5年度に3.66%の賃上げ(ベースアップ:1.62%、定期昇給:2.04%)。特別一時金の支給分を合わせると5.11%の賃上げ。
特に人件費及び集配運送委託費が営業費用全体のおよそ3/4を占める郵便事業においては、営業費用が大きく増加しており、直近で大幅な営業費用の減少は見込まれない。
- 今後も日本郵便において、郵便の利用拡大やデジタルの活用による業務効率化に向けた更なる取組を推進するものの、郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、早期の郵便料金の見直しを行う必要がある。
- なお、令和6年後半から令和7年にかけて消費者物価指数の伸び率は低下する見通し。また、郵便料が家計消費支出に占める割合は全体の約0.1%(約3,600円)であり、料金値上げの家計への影響は僅少。

- 日本銀行が四半期毎に公表している「経済・物価情勢の展望」と、(公社)日本経済研究センターが毎月行う「ESPフォーキャスト調査」(※)による消費者物価指数の見通しは以下のとおり。

(※)民間エコノミスト約40名から、日本経済の株価・円相場を含む重要な指標の予測値や総合景気判断等についての質問票を毎月回答してもらい、その集計結果を公表。

- 令和6年から令和7年にかけて、徐々に消費者物価指数の伸び率は低下していく見通し。

- 「経済・物価情勢の展望」(日本銀行)による見通し

令和5年度	令和6年度	令和7年度
+2.8	+2.8	+1.7

※ 「経済・物価情勢の展望(2023年10月)」(令和5年11月1日公表)の数値。

※ 消費者物価指数(除く生鮮食品)の対前年度比上昇率。

※ 政策委員見通しの中央値。

- 「ESPフォーキャスト調査」((公社)日本経済研究センター)による見通し

令和5年 10~12月期	令和6年 1~3月期	令和6年 4~6月期	令和6年 7~9月期	令和6年 10~12月期	令和7年 1~3月期
+2.56	+2.51	+2.47	+2.26	+1.92	+1.75

※ 「ESPフォーキャスト調査(11月調査)」(令和5年11月13日公表)の数値。

※ 消費者物価指数(除く生鮮食品)の対前年同期比上昇率。

※ エコノミストによる予測値の総平均。

○ 総務省統計局の家計調査結果によると、令和4年の1世帯(二人以上の世帯)当たりの「郵便料」(※)の消費支出額は3,593円。世帯全体の年間消費支出額(約349万円)に占める割合は約0.1%。

(※) 同調査の「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。

○ なお、「郵便料」の消費支出額の6割強は11月・12月(11月:745円、12月1,469円)であり、年賀状に係る支出がその多くを占めると考えられる。

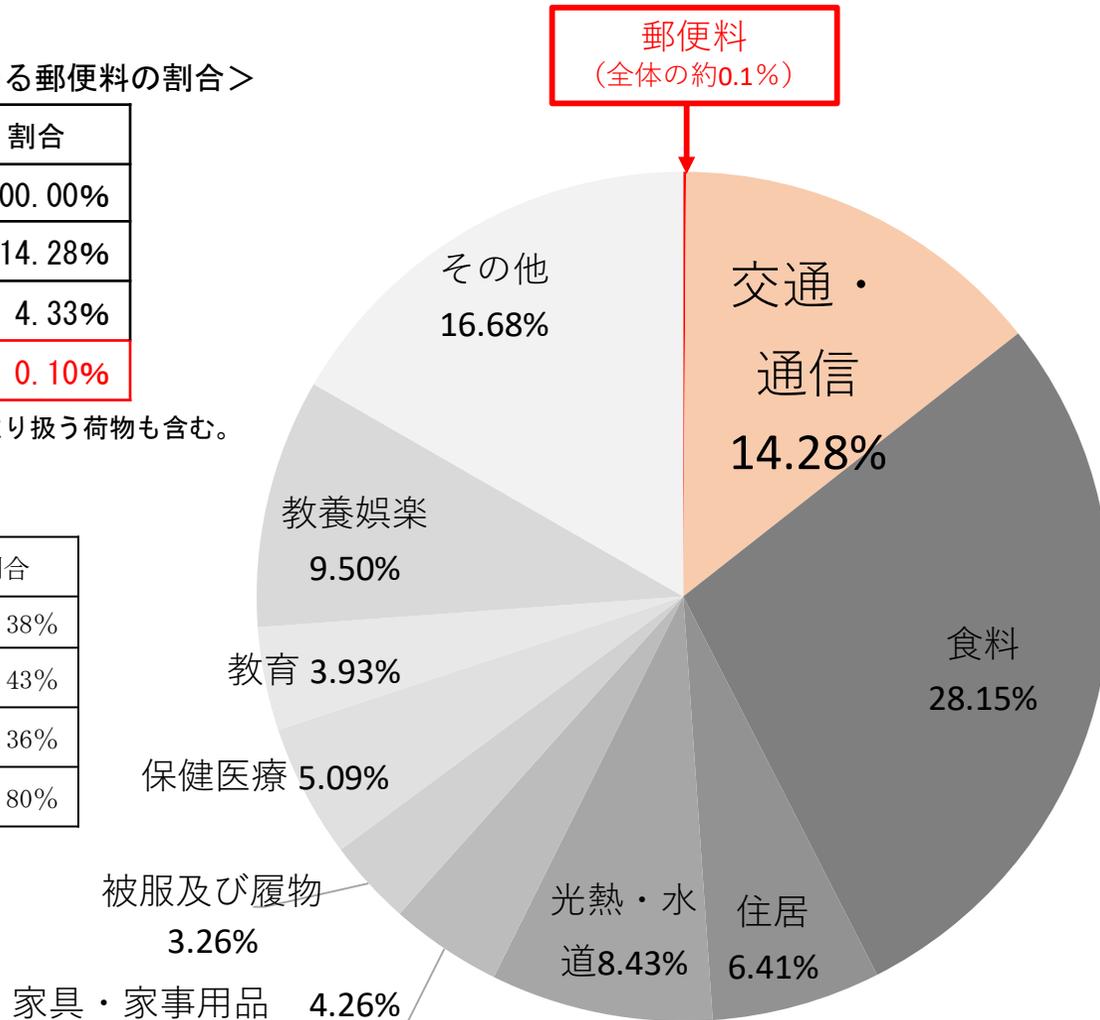
< 1世帯(二人以上の世帯)当たりの消費支出に占める郵便料の割合 >

	2022年(令和4年)	割合
① 1世帯当たりの年間消費支出	3,490,383円	100.00%
② ①のうち「交通・通信」	498,416円	14.28%
③ ②のうち「通信」	151,176円	4.33%
④ ③のうち「郵便料」(※)	3,593円	0.10%

(※) 「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。

(参考) 携帯電話通信料、電気代等の割合

	2022年(令和4年)	割合
⑤ ③のうち「携帯電話通信料」	118,113円	3.38%
⑥ ①のうち「光熱・水道」	294,292円	8.43%
⑦ ⑥のうち「電気代」	152,138円	4.36%
⑧ ⑥のうち「ガス代」	62,788円	1.80%



郵便料金の見直しの検討

25g以下「定形郵便物」の料金上限の改定(総務省令の改正)

- 第一種郵便物のうち、25g以下の「定形郵便物」の料金については、総務省令（郵便法施行規則）で定める上限を超えてはならないこととされている。
- この点、当該上限額は「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっている（郵便法第67条第2項第3号）。
- 上記の勘案事項も踏まえ、料金の値上げ幅は可能な限り抑えることとし、従来の考え方（改定後3年間の郵便事業の黒字維持）を見直し、経営状況に応じて短期間に再度見直すことも念頭に、最小限の値上げ幅とするとの考え方の下、総務省令で定める上限額の上げ幅も最小限とする。また、利用者にとって分かりやすい料金とする。
- これを踏まえ、上限額を現行の「84円」から「110円」に改定。

料金改定の全体像(現時点の想定)

- 上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する主な料金改定は以下のとおり。

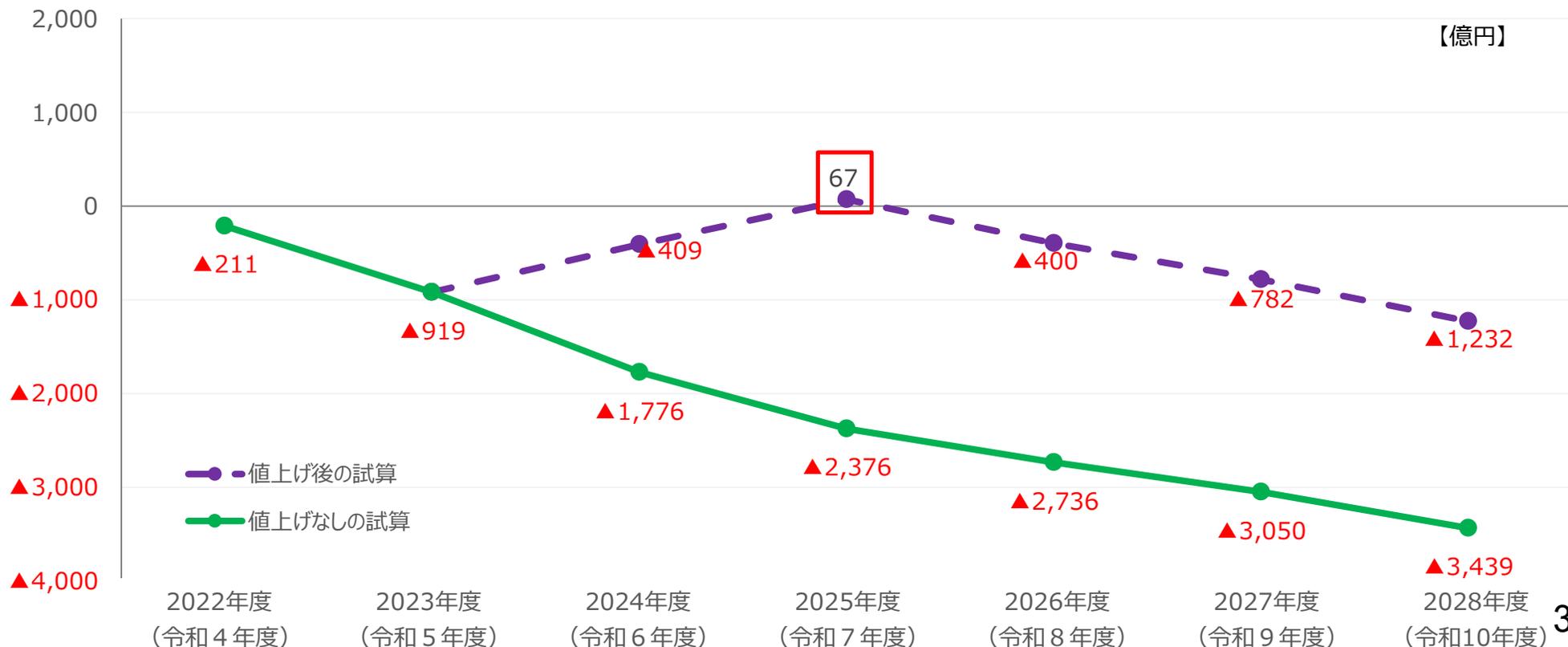
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種定形郵便物(25g) 84円→110円(+26円(+31.0%)) <上限を省令で規定> <li style="padding-left: 20px;">" (50g) 94円→110円(+16円(+17.0%)) <届出> ・ 第二種郵便物(通常葉書) 63円→85円(+22円(+34.9%)) <届出> ・ その他(定形外、特殊取扱等)は、+約30%の値上げ率を基本。 (ただし、レターパックや速達等の一部郵便物は特に利用者利便等の観点からより低い値上げ率を想定) 	}	※サービス改善の一環として重量区分を1区分に統合
---	---	--------------------------

※ 最終的な料金改定は、日本郵便からの届出により確定。(第三種・第四種の料金変更は認可)

※ 第三種郵便物・第四種郵便物及び本年10月に料金改定を行った書留等は据え置きを想定。

郵便事業の収支の見通し(試算)

- 郵便事業収支の今後の見通しについて、値上げをしなかった場合及び値上げを行った場合のそれぞれの推移は以下のとおり。
- 郵便法第3条にて郵便事業の中で収支のバランスを図ることが必要とされていることから、25g以下の「定形郵便物」以外も含めた郵便料金全般の見直しを前提に算定。
- なお、25g以下の定形郵便物の上限額は「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して」定めることとなっており(郵便法第67条第2項第3号)、国民への影響等も鑑み、当該上限額の値上げ幅は最小限のものとする。



(※) 上限額が「110円」の場合に日本郵便が想定する現時点の料金額を前提に算定しており、実際の郵便料金については、日本郵便による届出により確定することとなる。

値上げした場合の通数の見通し(試算)

(単位：百万通)

	種別	2022年度		2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		値上げしない場合との通数差(2028年度)
		通数	対前年度の減少率													
① 値上げしない場合 (価格弾性なし)	内国	14,423	-	13,654	-5.3%	12,938	-5.2%	12,747	-1.5%	12,162	-4.6%	11,807	-2.9%	11,520	-2.4%	-
	一種定形	6,219	-	5,875	-5.5%	5,551	-5.5%	5,513	-0.7%	5,348	-3.0%	5,284	-1.2%	5,216	-1.3%	
	一種定形外	1,313	-	1,282	-2.4%	1,281	-0.1%	1,284	0.3%	1,276	-0.6%	1,272	-0.4%	1,268	-0.3%	
	二種(年賀除く)	4,936	-	4,700	-4.8%	4,478	-4.7%	4,389	-2.0%	4,150	-5.4%	3,972	-4.3%	3,837	-3.4%	
	年賀	1,171	-	1,068	-8.8%	937	-12.3%	812	-13.3%	705	-13.3%	611	-13.3%	530	-13.3%	
	特殊取扱	552	-	524	-5.0%	516	-1.6%	518	0.4%	506	-2.4%	499	-1.3%	494	-0.9%	
② 値上げした場合 (価格弾性あり)	内国	14,423	-	13,654	-5.3%	12,747	-6.6%	12,433	-2.5%	11,862	-4.6%	11,521	-2.9%	11,245	-2.4%	▲274
	一種定形	6,219	-	5,875	-5.5%	5,460	-7.1%	5,332	-2.3%	5,173	-3.0%	5,113	-1.2%	5,050	-1.2%	▲166
	一種定形外	1,313	-	1,282	-2.4%	1,281	-0.1%	1,284	0.3%	1,276	-0.6%	1,272	-0.4%	1,268	-0.3%	0
	二種(年賀除く)	4,936	-	4,700	-4.8%	4,439	-5.5%	4,317	-2.7%	4,081	-5.5%	3,906	-4.3%	3,774	-3.4%	▲63
	年賀	1,171	-	1,068	-8.8%	884	-17.2%	767	-13.3%	665	-13.3%	577	-13.3%	500	-13.3%	▲30
	特殊取扱	552	-	524	-5.0%	508	-3.2%	502	-1.2%	490	-2.4%	483	-1.3%	479	-0.9%	▲16

※ 上記は、価格弾力性の影響を受けない三種・四種・選挙郵便物の通数を割愛しているため、「一種定形」～「特殊取扱」の通数の総計と「内国」の通数は、一致しない。

値上げした場合の物数への影響の考え方

- ・ 価格弾性値とは、商品の価格が変化した場合、需要がどの程度変化するかを示した数値のことであり、算出方法は、
価格弾性値 = 需要の変化率（引受物数の減少率） ÷ 価格の変化率（郵便料金の改定率）
- ・ この価格弾性値は、料金改定実施後1年間(2024年10月～2025年9月まで)適用。（料金を改定しない場合の減少率に価格弾性による減少率を加算）
- ・ 種別ごとの算出に当たっての考え方は、次のとおり。

種別	考え方
一種定形、 特殊取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年10月の消費税率の改定時の状況から推計。 → 料金改定（例：82円→84円（一種定形25g以下）、392円→404円（簡易書留（一種定形25g以下））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※1）。 → <u>一種定形</u>：価格弾性値（0.103） = <u>物数減の押下げ効果 ▲3.2%</u> → <u>特殊取扱</u>：価格弾性値（0.132） = <u>物数減の押下げ効果 ▲3.9%</u>
一種定形外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年10月の消費税率の改定時の状況から推計。 → 料金改定（例：205円→210円（規格内100g超150g以下））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたところ、過去の物増トレンドを上回る増加率となり、料金改定によって物数が増加するという結果となったことから、<u>価格弾性は見いだせない</u>。
二種（年賀を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年6月の料金改定時の状況から推計。 → 料金改定（52円→62円（通常葉書））後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※2）。 → <u>二種（年賀を除く）</u>：価格弾性値（0.045） = <u>物数減の押下げ効果 ▲1.6%</u>
年賀	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年5月の料金改定時の状況から推計。 → 料金改定（52円→62円）後の物数の増減率から、過去の物数の増減率を除いたものを料金改定による物数減少率として算出（※3）。 → <u>年賀</u>：価格弾性値（0.140） = <u>物数減の押下げ効果 ▲4.9%</u>

（注）上記のほか、各種手数料(例:切手類の交換手数料)は、代替手段がないことから、2024年度の料金改定に伴う価格弾性値は0とする。

（※1） 料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較することも考えられるが、①年度途中で料金改定を行っていること、②料金改定の翌年度にコロナ禍の影響を受けていることから、料金改定前後3年度分の物数の増減率を比較している。

（※2） 料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較することも考えられるが、年度途中で料金改定を行っていることから、料金改定前後2年度分の物数の増減率を比較している。

（※3） 料金改定前後1年度分の物数の増減率を比較している。(年度途中で料金改定を行っているが、年賀の時期のみ単年度で比較することができ、この時期は、コロナ禍の影響を受けていない。)

(参考) 諸外国の郵便料金の変遷(書状)

	米国		英国		ドイツ		フランス		日本	
基本サービスの名称	ファーストクラスメール		セカンドクラス		スタンダード		レトル・ヴェルト		定形郵便物	
	料金 (ドル)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ポンド)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ユーロ)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (ユーロ)	料金上昇率 (値上回数)	料金 (円)	料金上昇率 (値上回数)
1994年 (平成6年)	0.29	127.6% (17回)	0.19	294.7% (20回)	0.51	66.7% (7回)	0.57 (※)	103.5% (10回)	80	5.0% (2回)
2023年 (令和5年)	0.66		0.75		0.85		1.16		84 【110円】	
現行料金の 円換算	98円		140円		135円		184円		84円 【値上げ後：110円】	
(参考) 購買力平価	64円		107円		114円		161円		84円 【値上げ後：110円】	

※現行料金の円換算：為替レートは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が公表している2023年9月15日TTSレート。

(ドル：149円、ポンド：187円、ユーロ：159円(小数点第一位を四捨五入して算出))

※購買力平価：日本と比較国との物価水準を等しくするように決定された為替レートによる算定金額。出所はOECD「Main Economic Indicators」の Purchasing Power Parities(2022年平均)。2023年6月に更新されたデータを使用(次回は12月に更新が予定されている)。

※フランスのレトル・ヴェルトは、2011年に新設された商品のため、「1994年(平成6年)」の料金は、「2011年(平成23年)」の料金を記載。

※日本の料金値上げ(2回)については、消費税増税に伴う値上げのみ。

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（郵便に関する料金）

第三条 **郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。**

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、**郵便に関する料金**（第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、**あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 **郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。**

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所（主として郵便物の区分を行う営業所をいう。第四項第一号において同じ。）間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。

三 **第一種郵便物**（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）**のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの**（次号において「定形郵便物」という。）**の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。**

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の営業所においてその引受けを行う郵便物であつて、その送達に際し会社の区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6 第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。

7 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 **第六十七条第二項第三号**又は第七十条第三項第二号から第四号までの**総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。**

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）

（定形郵便物の料金の上限）

第二十三条 **法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十四円とする。**

2023-秘日郵事第 0001 号
2023 年 12 月 13 日

総務省情報流通行政局
郵政行政部長
玉田 康人 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長
千田 哲也

郵便料金の見直しに係る郵便法施行規則の改正について（要望）

郵便法では、「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。」と規定するとともに、第一種郵便物のうち定形郵便物（25g 以下）の料金の額は、その上限を総務省令で定めることとされ、具体的な額は郵便法施行規則第 23 条に規定されており、現在は「八十四円」とされているところです。

郵便事業につきまして、当社では、これまでも、手紙文化の振興その他の郵便利用拡大のための取組や、機械化その他の生産性向上による業務の効率化に取り組んできておりますが、昨今のデジタル化の進展等により、郵便物数は、2001 年度をピークに大きく減少（2001 年度 263 億通→2022 年度 144 億通（約 45%減））しており、今後も、右肩下がり傾向が継続していくことが見込まれるという構造上の問題に直面しております。また他方で、人件費、燃料費等の上昇、物価高騰に伴う協力会社への適正な価格転嫁その他の調達コストの増加等、営業費用の増加が見込まれるところです。

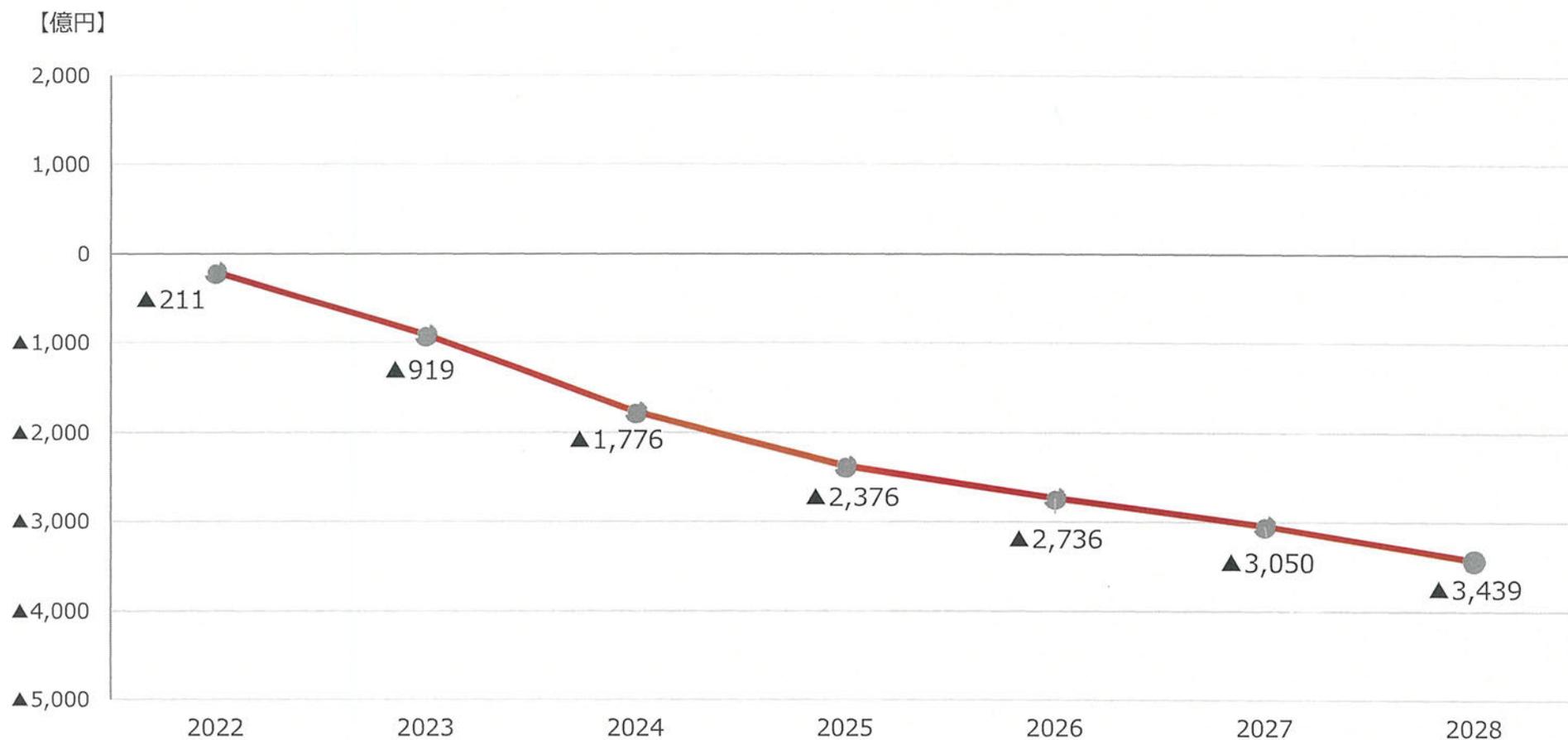
郵便事業の営業損益は、2022 年度に▲211 億円と民営化後初めての赤字を計上したところ、当社においては、引き続き、賃上げや適正な価格転嫁の推進、郵便利用拡大のための取組を実施していくとともに、更なる業務効率化の取組を推進してまいりたい所存ですが、それでもなお、営業収益の減少・営業費用の増加を打ち返すことが難しく、今後の郵便事業収支は、別添のとおり、非常に厳しい見通しとなっております。今後とも、郵便サービスの安定的な提供を維持するためには、郵便物数（郵便営業収益）の太宗を占める第一種郵便物も含めた郵便料金の早期引上げをお願いせざるを得ない状況でございます。

つきましては、上記総務省令の速やかな改正をお願いいたしたく、ご検討をお願いいたします。

今後の郵便事業の収支見通し(郵便事業収支ベース)

(別添)

郵便料金改定をしなかった場合の収支見通し



(参考) 郵便物数の見込み

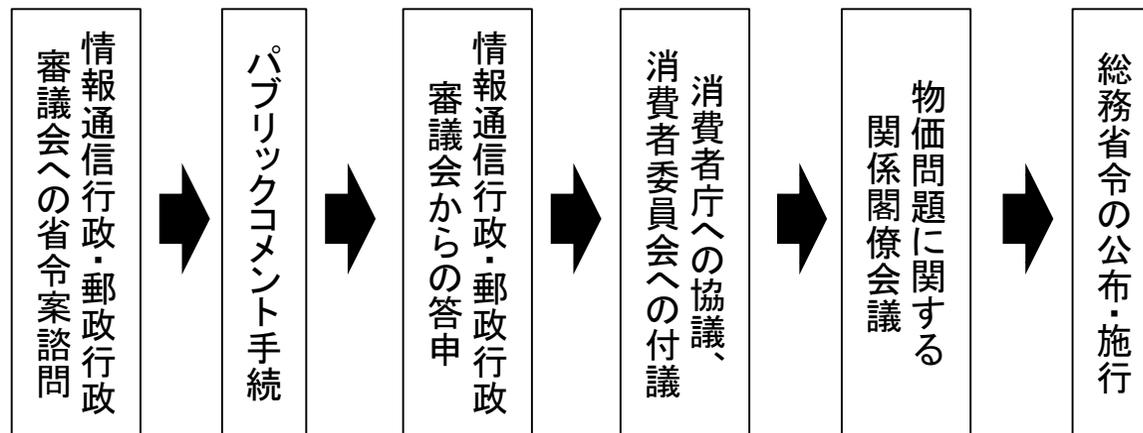
2022年度:144億通 → 2028年度:115億通(対2022 ▲20.1%)

民間事業者による信書の送達に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案 ご説明資料

令和5年12月18日
総務省
情報流通行政局
郵政行政部

- 民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「信書便法」という。)第16条第1項の規定に基づき、一般信書便事業者は、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない(これを変更しようとするときも同様)。
- また、同条第2項第2号により、一般信書便役務に関する料金のうち、大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25g以下のもの(「定形郵便物」と同様のもの)の料金額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令(民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則)で定める上限を超えてはならない。
- 信書便法第38条第2号の規定に基づき、総務大臣は料金上限規制の対象となる25g以下の信書便物の料金額の上限を定める総務省令を制定・改廃するときは、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。
なお、同審議会からの答申後、消費者委員会への付議及び物価問題に関する関係閣僚会議への付議等が必要とされており、これらの会議を経た上で総務省令の公布・施行がされる。

＜料金上限規制の対象となる25g以下の信書便物の料金改定(上限額改正の場合)の流れ＞



一般信書便役務に関する料金の現状

○ 一般信書便役務に関する料金は、第一種郵便物の料金と同等の条件に適合すべきものとされている。

種別		一般信書便役務に関する料金	郵便料金(第一種郵便物)
届出・認可の別		届出制	届出制
料金が適合すべき条件	料金の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25g以下のものに係る料金の額が、</u> 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・25g以下の定形郵便物の料金の額が、 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受を行うもので区分営業所間の郵送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

⇒ 信書便法施行以来、25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、25g以下の定形郵便物の料金と同額を上限額としてきたところ。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（目的）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。

4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの

二 国内において信書便物が差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあっては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの

5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。

6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

（料金）

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、**一般信書便役務に関する料金**（一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）を定め、**あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所（主として信書便物の区分を行う事業所をいう。）間の運送を要しない信書便物に係る料金を除く。）。

二 **大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。**

三 定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（審議会等への諮問）

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

- 一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は**第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。**
- 二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十二條第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第二十七条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。
- 四 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

○民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第九十一号）

民間事業者による信書の送達に関する法律第三十八条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）

（料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準）

第二十二条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであって、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。
- 二 次のいずれかに該当するもの（第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。
 - イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。
 - ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

（大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額）

第二十三条 **法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十四円とする。**

參考資料

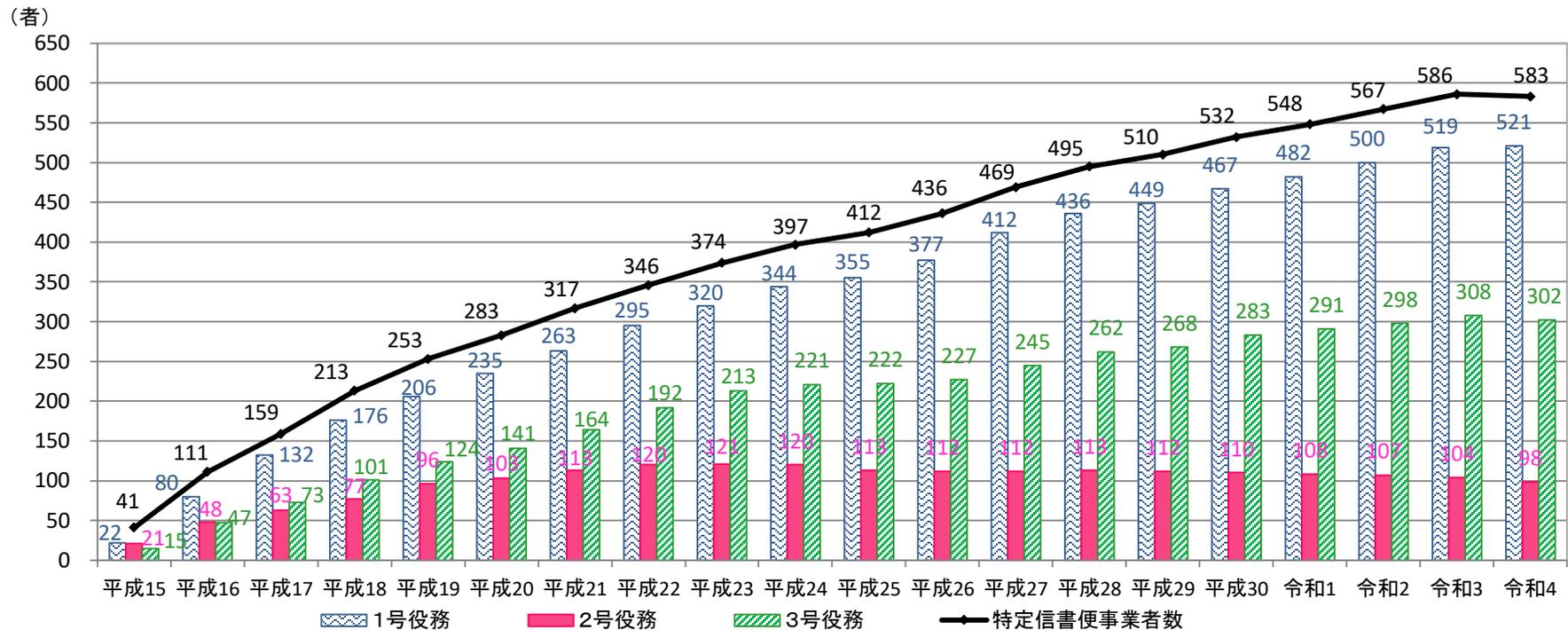
一般信書便事業と郵便事業の制度比較

	一般信書便事業	郵便事業
提供主体	日本郵便株式会社以外	日本郵便株式会社
参入・退出規制	参入・退出※はともに許可制 ※ 事業の休止又は廃止は「公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合を除き」許可される。〔信書便法6条、15条〕	郵便の役務の提供義務(郵便の業務は日本郵便株式会社が行うこととされている。) 〔郵便法2条、日本郵便株式会社法5条〕
必須の役務	長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下の信書便物 〔信書便法2条4項1号〕	・郵便物(長さ60cm以下、三辺の合計が90cm以下、重量4kg以下) 〔郵便法15条〕 ・特殊取扱(書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達) 〔郵便法44条〕 ・国際郵便 〔万国郵便条約〕
引受の方法(差出箱の設置等)	信書便差出箱の設置義務 〔信書便法9条2号イ〕 ※具体的な基準は総務省令で規定(市区町村の人口に応じ、全国に、満遍なく設置) 〔信書便法施行規則9条〕	郵便差出箱の設置義務 〔郵便法38条、70条3項2号〕 ※具体的な基準は総務省令で規定(日本郵政公社法の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数維持を旨として、全国に満遍なく設置(約18万本)) 〔郵便法施行規則32条2項〕
送達速度	差し出された日から原則4日以内 〔信書便法2条4項2号、同法施行規則3条〕	差し出された日から原則4日以内 〔郵便法70条3項4号、同法施行規則32条5項〕
配達日	原則1週間につき5日以上 〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条1号〕	原則1週間につき5日以上 〔郵便法70条3項3号、同法施行規則32条3項1号〕
配達先	原則宛て所に配達 〔信書便法9条2号ロ、同法施行規則10条2号〕	原則宛て所に配達 〔郵便法70条3項3号、同法施行規則32条3項2号〕
提供区域	全国 〔信書便法1条、9条2号〕	全国 〔郵便法1条〕
料金	・全国均一料金(長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下、かつ、重量250g以下の信書便物) ・25g以下の軽量信書便物※の料金の上限は総務省令で規定(84円) ※定形郵便物と同様のもの 〔信書便法16条2項、同法施行規則22条、23条〕	・全国均一料金 ・25g以下の第一種郵便物(定形郵便物)の料金の上限は総務省令で規定(84円) 〔郵便法67条2項、同条4項、同法施行規則23条〕

特定信書便事業者の総数及び役務別事業者数の推移

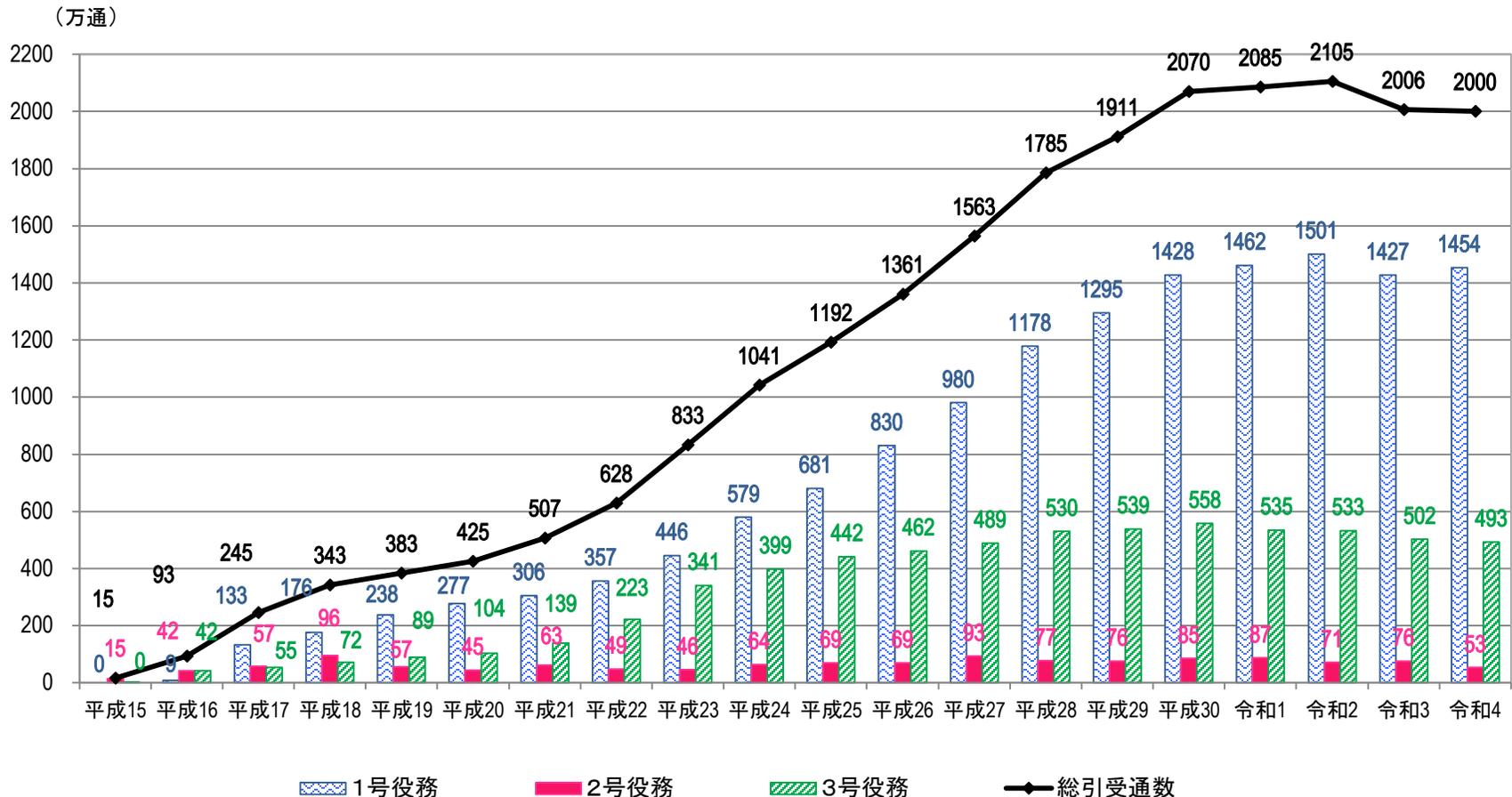
○令和4年度末の特定信書便事業者数は583者（前年度末から3者減）。

- ・ 1号役務：521者（2者増（参入10者、退出8者））
- ・ 2号役務：98者（6者減（参入なし、退出6者））
- ・ 3号役務：302者（6者減（参入5者、退出11者））



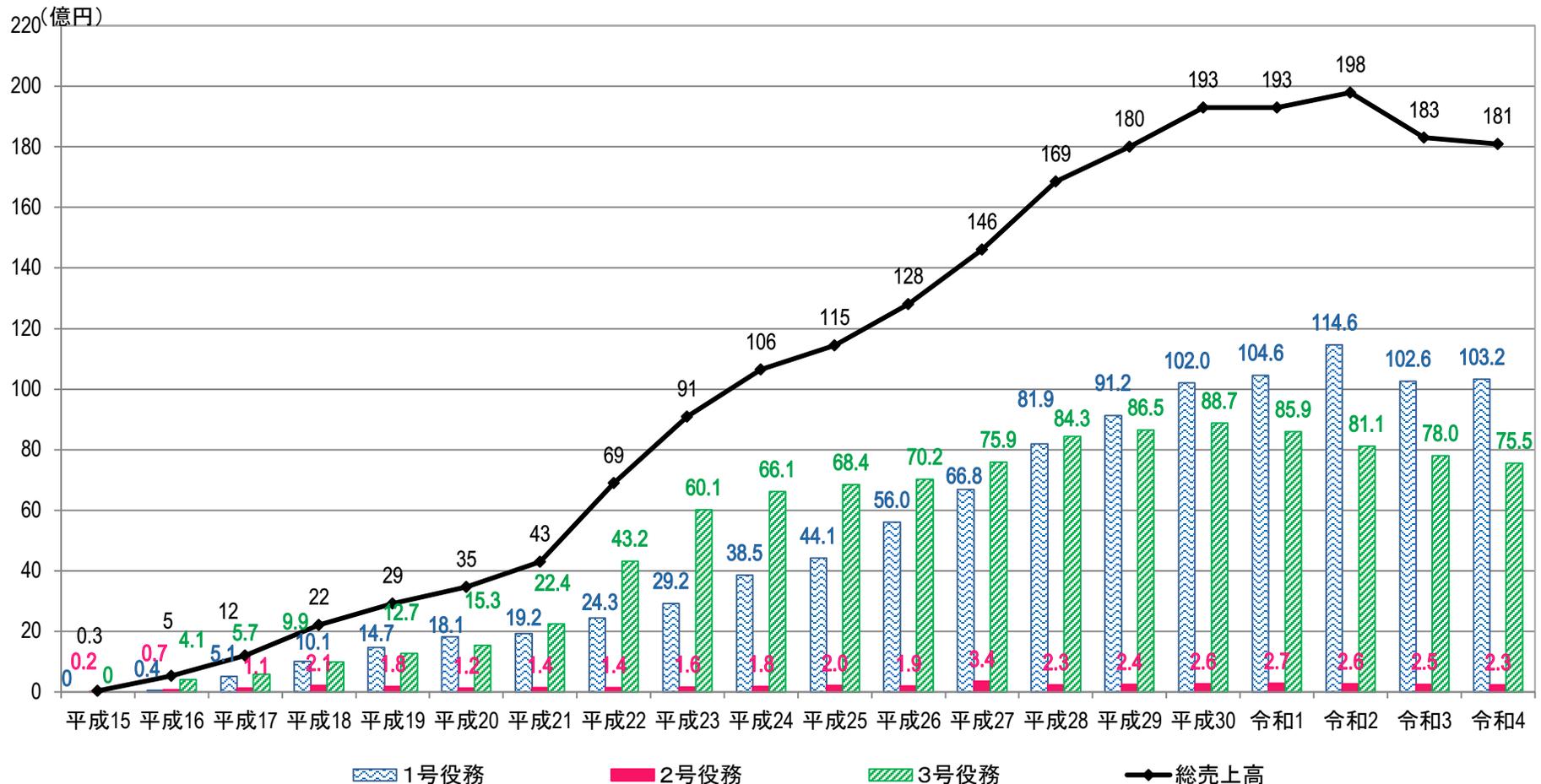
信書便物の総引受通数及び役務別引受通数の推移

- 令和4年度の総引受通数は約2,000万通（前年度から約6万通減（0.3%減））。
- 1号役務：約1,454万通（約27万通増（1.9%増））
 - 2号役務：約53万通（約23万通減（30.3%減））
 - 3号役務：約493万通（約9万通減（1.8%減））



特定信書便事業の総売上高及び役務別売上高の推移

- 令和4年度の売上高総額は約181億円（前年度から約2億円減（1.1%減））。
- ・ 1号役務：約103.2億円（約0.6億円増（0.6%増））
 - ・ 2号役務：約2.3億円（約0.2億円減（8.0%減））
 - ・ 3号役務：約75.5億円（約2.5億円減（3.2%減））



<事業者数の増減>

	令和4年度 事業者数(前年比)	参入又は退出の理由(事業者ヒアリングに基づく)
参入事業者	+10者	<ul style="list-style-type: none"> 顧客からの要請により拠点間の巡回又は定期集配を可能とするため 貨物運送業における新規顧客の獲得にも有利になると判断したため
退出事業者	▲13者	<ul style="list-style-type: none"> 長年引受実績がなく、今後も引受見通しが立たないため 地方自治体等における公文書集配業務の入札において、近年、落札できないため 他の特定信書便事業者への吸収合併に伴う消滅
全 体	583者(▲3者)	

<引受通数及び売上高の増減>

	事業者数	令和4年度引受通数 (前年比)	令和4年度売上高 (前年比)	増減の要因(事業者ヒアリングに基づく)
1号役務	521者	約1,454万通 (+約27万通)	約103.2億円 (+約0.6億円)	<ul style="list-style-type: none"> コロナ関係で保健所などからのオーダーの増加 燃料費の高騰に伴う料金の引上げ
2号役務	98者	約53万通 (▲約23万通)	約2.3億円 (▲約0.2億円)	<ul style="list-style-type: none"> 大口顧客における急送便需要の減少
3号役務	302者	約493億円 (▲約9万通)	約75.5億円 (▲約2.5億円)	<ul style="list-style-type: none"> コロナを契機とした書類(紙媒体)の流通の減少 ドライバーの不足に伴う一部引受の辞退
全 体	583者	約2,000万通 (▲約6万通)	約181億円 (▲約2億円)	

主要業種別の特定信書便事業者数（令和4年度末）

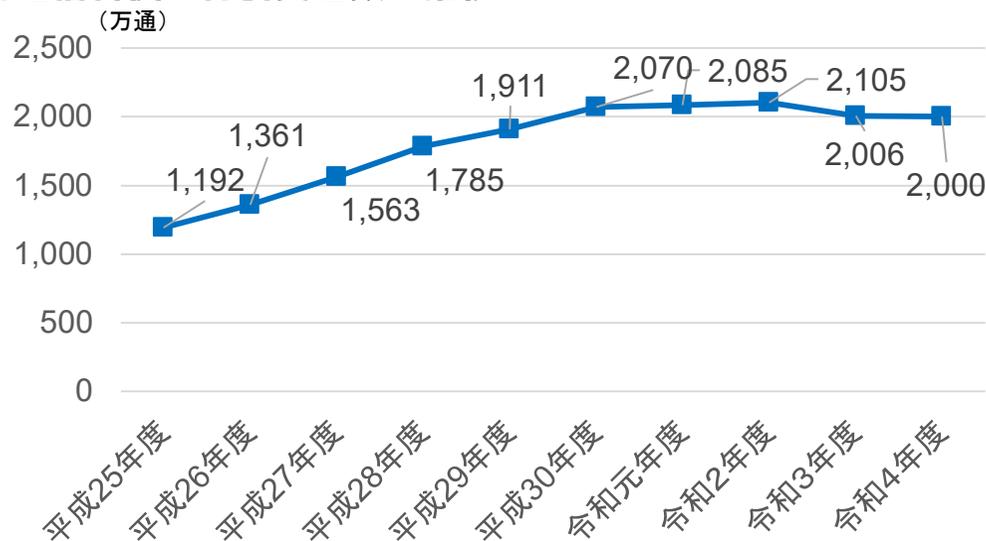
○特定信書便事業者が他に行う主な事業を見ると、貨物運送業が436者と大多数を占め、次いで警備業38者、障害者福祉事業・建物サービス業17者の順となっている。

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	436	製造業	5
警備業	38	廃棄物処理業	5
障害者福祉事業	17	不動産業	4
建物サービス業	17	専門・技術サービス業	4
卸売業，小売業	10	労働者派遣業	3
情報通信業	6	生活関連サービス業	2
旅客運送業	6	倉庫業	1
運輸に附帯するサービス業	6	飲食サービス業	1
建設業	5	その他サービス業	17
計			583

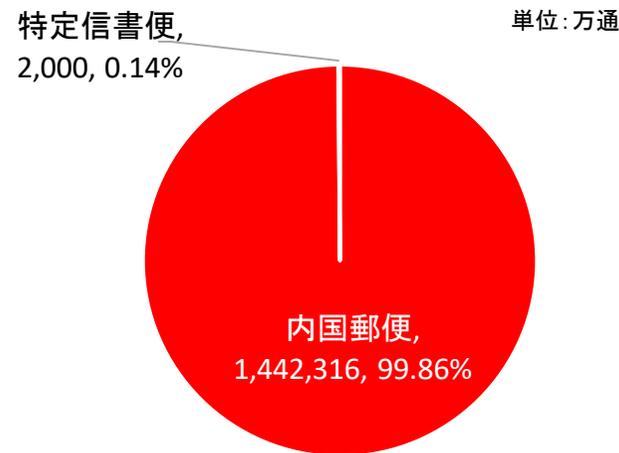
特定信書便事業の引受通数及び売上高の推移

○ 直近10年間に於いて、特定信書便の総引受通数は、約1,192万通から約2,000万通へ、売上高総額は、約115億円から181億円へと推移。

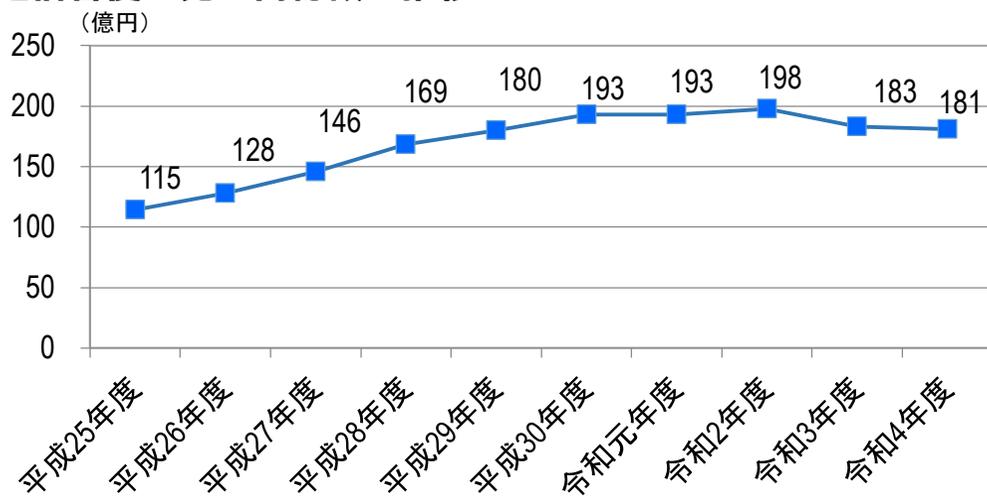
<特定信書便の総引受通数の推移>



郵便・信書便の引受通数 (令和4年度)



<特定信書便の売上高総額の推移>



郵便・信書便の売上高 (令和4年度)

